

平成25年 第3回 青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時 平成25年3月27日(木)午後3時

2 閉会日時 平成25年3月27日(木)午後3時46分

3 会議開催の場所 教育研修センター4階 第2研修室

4 出席委員

佐藤	秀樹
鎌田	慎也
西村	恵美子
平出	道雄
石澤	千鶴子
月永	良彦

5 事務局出席職員

教 育 部 長	小野寺 晃
理 事	工藤 壽彦
教 育 次 長	金澤 保
教 育 次 長	成田 一二三
参事 文化スポーツ振興課長	加藤 文男
総 務 課 長	岸田 耕司
社 会 教 育 課 主 幹	阿部 崇
中央市民センター館長	今 牧彦
文化財課主幹	木村 浩一
市民図書館長	田中 聡子
学 務 課 長	山谷 尚史
学校給食課副参事	川邊 真理子
指 導 課 長	伴 孝文
浪岡教育事務所教育課長	鳴海 雄大

6 会議に付議された案件

(1) 議 事

- 議案第10号 臨時に代理し処理した事項の承認について
(青森市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について)
- 議案第11号 青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第12号 青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第13号 青森市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第14号 青森市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第15号 青森市市民センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第16号 青森市中央市民センター処務規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第17号 青森市教育委員会事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第18号 青森市指定有形文化財の指定について
- 議案第19号 青森市スポーツ推進委員の選任について

議案第 2 0 号 教育長の一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社理事の兼職の承認
について

議案第 2 1 号 臨時に代理し処理した事項の承認について（職員の処分）

（ 2 ） 報 告

（ 1 ） 平成 2 5 年第 1 回市議会定例会の質問概要等について

（ 2 ） 寄附採納について

（ 3 ） 津波想定浸水域内の学校数について

（ 3 ） その他

7 会議録署名委員

石 澤 千鶴子

月 永 良 彦

8 会議の大要

午後 3 時に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項 7 のとおり指名する。

議案第 2 1 号を非公開の会議とすることを決定し、議案第 1 0 号から議案第 2 0 号を審議し、原案のとおり決定した。

事務局から 3 件の報告をし、平成 2 5 年第 4 回定例会の日程調整をした後、非公開の会議により議案第 2 1 号について審議し、原案のとおり決定し、閉会した。

9 会議の状況

（ 1 ） 議 事

委員長 それでは議事に入ります。議案第 1 0 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

小野寺部長から説明

小野寺部長 議案第 1 0 号 臨時に代理し処理した事項の承認について、御説明いたします。

現行の青森市市民センター条例では、市民センターの管理運営は指定管理者に限定されておりますが、平成 2 5 年第 1 回青森市議会定例会において、青森市油川市民センターの指定管理者の指定についての議案が否決となりましたことから、教育委員会が直営による管理運営を行うことができるようにするため、同条例の一部を改正することが必要となりました。

条例改正につきましては、4 月 1 日から直営で行うために、平成 2 5 年 3 月 2 6 日に、市長による専決処分を行う必要があり、教育委員会を召集する時間的な余裕がなかったことから、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、教育長が臨時代理して当該事項を処理したものであります。

配付の新旧対照表をご覧ください。

改正の内容につきましては、青森市市民センター条例第 1 1 条の条文中、下線で示した、これを行わせる。を、これを行わせることができる。に改めるものです。

また、第 1 4 条第 2 項(原状回復の代行について)について、同様に、指定管理者を教育委員会又は指定管理者に改正するものであります。

以上、御説明申し上げます。

委員長 ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 無いようですので、議案第 1 0 号について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議が無いようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長 次に議案第11号「青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

小野寺部長から説明

小野寺部長 議案第11号 青森市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。

本規則は、平成25年4月1日から油川市民センターの管理運営を市の直営とすることに伴う公印の整備、また、平成25年度から浅虫小学校が東陽小学校に統合されることに伴い、浅虫小学校に関わる公印を廃止するほか、所要の改正をするため、提案するものであります。

議案第11号の附属資料 青森市教育委員会公印規則新旧対照表の2ページをご覧ください。

主な改正内容でございますが、油川市民センターの施設の使用許可に使用するため、新たに公印番号7の2として油川市民センター専用の公印を定めるものでございます。

また、浅虫小学校で使用しておりました公印番号第63号、第137号及び第211号の3個の公印を廃止するため、同規則別表から削除するものでございます。

その他、条文の整理をするなど、所要の改正を行うものであります。

以上でございます。

委員長 ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 無いようですので、議案第11号について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議が無いようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長 次に議案第12号「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

小野寺部長から説明

小野寺部長 議案第12号 青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。

本規則は、平成25年度青森市教育委員会事務局の組織・機構の見直し等に伴い、所要の改正を行うために制定しようとするものであります。

議案第12号附属資料 青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則 新旧対照表をご覧ください。

主な改正点といたしましては、平成25年4月1日から油川市民センターの管理運営を市の直営とすることに伴い、油川市民センターを中央市民センター所管の施設とすること、また、資料の5ページになりますが、油川市民センターに従事する職員の勤務時間の割振り等について新たに定めるものでございます。

資料の2ページに戻りまして、社会教育課の分掌事務につきまして、これまでの生涯学習推進委員会を廃止し、新たに社会教育法に基づく社会教育委員を設置したことに伴い、生涯学習推進委員会に関する事項を、社会教育委員に関する事項へ変更するものでございます。

その他、条文の整理をするなど、所要の改正を行うものであります。

以上でございます。

委員長 ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 無いようですので、議案第12号について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議が無いようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長 次に議案第13号「青森市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

小野寺部長から説明

小野寺部長 議案第13号 青森市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について、御説明申し上げます。

本議案は、本年2月10日に戸山団地地区の住居表示の見直しが行われ、字の区域及び名称が変更されたことに伴い、当該地区にかかる戸山西小学校及び戸山中学校の通学区域に所要の改正をし、整理するものであります。

お手元の配付資料をご覧ください。

改正内容につきましては、配付資料の新旧対照表にございますとおり、小学校の通学区域について規定しております別表の1について、戸山西小学校の学区のうち、新たに、蛸沢1丁目から蛸沢4丁目まで、赤坂1丁目、赤坂2丁目、月見野1丁目を加え、字蛸沢の一部について、今まで旧字体で表記しておりましたが、住民基本台帳では新字体で表記されていることから、新字体に改めるものであります。

また、中学校の通学区域について規定しております別表の2について、戸山中学校の学区のうち、新たに、蛸沢1丁目から蛸沢4丁目まで、赤坂1丁目、赤坂2丁目、月見野1丁目を加えるものであります。

以上でございます。

委員長 ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 確認ですが、この施行期日は、公布の日から施行するというのは、昨年12月議会の最終日、12月25日からということでしょうか。

総務課長 定例会終了後になります。

委員長 そうですか。

委員長 他に御意見、御質問等ございませんか。無いようですので、議案第13号について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議が無いようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長 次に議案第14号「青森市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

小野寺部長から説明

小野寺部長 議案第14号 青森市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、御報告申し上げます。

市民図書館では、窓口におきまして著作権法の範囲内で図書館資料とマイクロフィルムの複写サービスを行っており、これまでその実費負担分を利用者から市職員が直接手渡しにより徴して参りましたが、平成25年度から、市民図書館の窓口等業務を全面的に民間業者に委託することに伴い、市職員が窓口から離れること、複写に係る実費負担分の徴収は委託業者ではできないことなどから、実費負担分の徴収を委託業者によらずに、なおかつ、領収書配布の実務効率化を図るため、硬貨を投入して、複写と領収書発行を行う課金機を設置することとしたものであります。

本規則は、この対応を踏まえ、複写の申請と領収書発行について所要の改正を行うために制定しようとするものであります。

新旧対照表をご覧ください。

改正前は、2ページの様式第3号を図書館資料の複写申請書とし、3ページの様式第4号をマイクロフィルム複写申請書と定めており、どちらも領収書の様式を含めた様式でございました。課金機設置後の領収書については課金機から出力することが可能となるため、申請書の一部に含まれる領収書の内容が不要となりますことから、様式を改め、複写申請に必要な条件等を整理して示し、新たに様式第3号として定めようとするものであります。

以上でございます。

委員長 ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

西村委員 ただいまの説明について、お尋ねしますけど、これまでの機器を廃棄するということになるのでしょうか。

市民図書館長 これまでの機器に、課金機に付け加えるということになります。

西村委員 従来のものと並行して使う。利用者としては、新しい課金機で、これまでの備品については活用するということがよろしいですか。

市民図書館長 はい。

西村委員 承知しました。

委員長 他に御意見、御質問ございませんか。

月永委員 確認です。複写の申請書とマイクロフィルムの複写の申請書を統一することに問題はないですね。

市民図書館長 マイクロフィルムも著作権法上では、図書資料とされております。統一しても問題ないということです。また、利用者の方からも書籍とマイクロフィルムを複写しようとした場合、二枚書かないといけないことから、同一の申請書にしてほしいという要望が多いこともございまして統一いたしました。以上でございます。

委員長 他に御意見、御質問等ございませんか。無いようですので、議案第14号について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議が無いようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長 次に議案第15号「青森市市民センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

小野寺部長から説明

小野寺部長 議案第15号 青森市市民センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。

本規則は、青森市油川市民センターを直営で管理するため、青森市市民センター条例の一部を改正したことに伴い、所要の改正をするため、制定しようとするものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

改正の内容といたしましては、改正前の第2条から第15条を第3条から第16条とし、新たに第2条で、油川市民センターの職員の配置及び職務について規定するものであります。

次に、改正後の第3条では、市民センターの開館時間、休館日等の変更に關する手続について、これまで指定管理者による手続きについて規定していたものを、教育委員会又は指定管理者による手続方法を規定するため改正するもので、続く、第4条から第11条について、同様に、指定管理者のみならず、教育委員会による対応も可能とするため、指定管理者を教育委員会又は指定管理者に改正するものであります。

また、第9条第3項並びに第12条から第15条までの、条文中の表現について、市民センターの係員を市民センターの職員とするため改正するものであります。

以上でございます。

委員長 ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

西村委員 すでに準備しているといいますか、平成25年度の事業がスタートしているものがあると思いますが、利用者に対するサービスに影響がないというふうに解釈してよろしいですね。

小野寺部長 当然、4月1日からの貸館の予約等の受付をしておりますので、遺漏がないよう万全を期しております。

委員長 他に御意見、御質問等ございませんか。無いようですので、議案第15号について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議が無いようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長 次に議案第16号「青森市中央市民センター処務規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

小野寺部長から説明

小野寺部長 議案第16号 青森市中央市民センター処務規則の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。

本規則は、青森市中央市民センターが処理すべき事務を規定しているもので、青森市油川市民センターを直営で管理することにあわせて、分掌事務について、所要の整理をするため、改正しようとするものでございます。新旧対照表をご覧ください。

改正の内容といたしましては、第4条第8号で、所管する施設の管理運営について、包括的な表現に改正するものであります。

また、これに伴い、同条第9号から第20号までを、第9号から第18号までに条文を整理するものであります。

以上でございます。

委員長 ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 無いようですので、議案第16号について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議が無いようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長 次に議案第17号「青森市教育委員会事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程の制定について」事務局から説明をお願いします。

小野寺部長から説明

小野寺部長 議案第17号 青森市教育委員会事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程の制定について、御説明いたします。

本規程は、事務局職員の年次有給休暇等の承認、旅行命令、週休日の振替等における専決区分の見直しを行い、各課等の事務の効率化を図ること、また、油川市民センターの管理運営が市の直営になることに伴い、油川市民センターの長の専決事務について新たに定めるものでございます。

その他、条文の整理をするなど、所要の改正を行うものであります。

主な改正点でございますが、議案附属資料 青森市教育委員会事務の専決等に関する規程新旧対照表をご覧ください。

まず、別表第1 イ 人事・庶務事務の表におきましては、現状では、年次有給休暇の届出、旅行命令、週休日の振替等については、これまで、対象となる職員の職位に応じて専決区分を設けており、教育部長と理事等については教育長専決、課長と副参事等は教育部長専決となっておりますが、理事と副参事に関わる本事務の承認及び命令等につきましては、それぞれ教育部長及び各課長等の裁量による意思決定が可能でありますことから、各課等の事務の効率化を図るため、理事等については教育部長専決、副参事等については課長専決とするため改正するものであります。なお、教育部長と課長については、これまでどおり、教育長専決及び教育部長専決とします。

次に、附属資料の6ページをご覧ください。

別表第3の表におきましては、平成25年4月1日から油川市民センターの管理運営を市の直営とすることに伴い、油川市民センターの長の専決事項を新たに定めるものであります。

以上でございます。

委員長 ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 無いようですので、議案第17号について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議が無いようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長 次に議案第18号「青森市指定有形文化財の指定について」事務局から説明をお願いします。

工藤理事から説明

工藤理事 議案第18号 青森市指定有形文化財の指定について、御説明申し上げます。

平成24年第10回定例会において、小牧野遺跡の出土品の市指定有形文化財の指定に関し、市文化財審議会への諮問について御議決いただいたことから、平成24年12月26日に文化財審議会に本案件を諮問し、これまで審議をいただいていたが、本年3月25日に答申がなされました。

答申の内容は、小牧野遺跡の縄文後期の遺物67点及び小牧野遺跡の続縄文土器1点の2件が、学術的観点から、市の有形文化財として指定することについて適当であるとの内容でございました。

お手元の配付資料3をご覧ください。まず、1件目の小牧野遺跡の縄文後期の遺物67点につきましては、今から約4,000年前の環状列石と同じ時期にあたる縄文後期の、一つに、人骨収納用の壺をはじめとする土器11点、二つに動物の彫刻を有する石皿などの石器8点、三つに土偶や耳飾りなどの土製品27点、四つに本遺跡の特色を示す三角形岩版等の石製品21点から構成されております。

本件は、縄文時代における生活や祭祀の研究に大きく寄与する資料であるとともに、小牧野遺跡の環状列石の用途・性格を考える上で重要な資料として、答申をいただいております。

配付資料4をご覧ください。

2件目の、小牧野遺跡の続縄文土器1点について御説明いたします。続縄文土器は、北海道において縄文時代の後に続く、続縄文時代に使用されていた土器のことで、本州では稲作が行われていた弥生時代の弥生土器に相当するものであり、青森県内でも希少な例であります。本件は、本市における弥生・続縄文時代の文化様相を端的に示す好資料であるとともに、縄文後期の環状列石の廃絶後の様子を知ることができる貴重な資料との答申をいただいております。

これらの答申内容を踏まえ、小牧野遺跡の縄文後期の遺物67点及び小牧野遺跡の続縄文土器1点の2件を、市の有形文化財として、指定しようとするものであります。

何卒、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

月永委員 小牧野遺跡から出土した遺物については、本当に素晴らしいものが出てきていると専門家の方は判断していただきまして、審議会の方々もご苦労なさっていました。本市では、世界遺産に向けて小牧野遺跡を整備して、ちょうど見やすい、いいものになっておりますので、是非、今回文化財の視点になって、さらに世界遺産に向けて、小牧野遺跡をどンドンPRしていただければと思っております。

委員長 他に御意見、御質問等ございませんか。

委員長 また一点確認ですが、文化財指定のスケジュール表によると、今日の定例会で指定の答申を受けて指定して、4月1日告示ということではよろしいでしょうか。教育委員会の告示はいつになるのでしょうか。4月1日と考えてよろしいでしょうか。ここで承認されれば、告示をするということですね。

総務課長 4月1日を目途に考えております。

委員長 他に御意見、御質問等ございませんか。無いようですので、議案第18号について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議が無いようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長 次に議案第19号「青森市スポーツ推進委員の選任について」事務局から説明をお願いします。

工藤理事から説明

工藤理事 議案第19号 青森市スポーツ推進審議会委員の選任について、御説明申し上げます。

青森市スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条及び青森市スポーツ推進委員の設置に関する規則の規定により、市民の求めに応じたスポーツの実施指導をはじめその他スポーツに関する助言、指導等、市民に対してスポーツについての理解を深め、スポーツ活動の促進を図っていただくことを目的に教育委員会が委嘱する非常勤の特別職であります。

当該委員につきましては、青森市スポーツ推進委員設置規則第3条の規定により、定数が40名以内となっておりますことから、スポーツに関する深い関心と理解を有し、かつ職務遂行するのに必要な熱意と能力を有する型として、お手元の資料のとおり、計40名の方を適任者と認め、御提案申し上げるものであります。

また、委員の任期は平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間を予定しております。

何卒、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

委員長 ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 スポーツ推進委員40名以内、ちょうど40名ですね。

委員長 他に御意見、御質問等ございませんか。無いようですので、議案第19号について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議が無いようですので、原案のとおり決定することといたします。

委員長 次に議案第20号「教育長の一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社理事の兼職の承認について」事務局から説明をお願いします。

工藤理事から説明

工藤理事 議案第20号 教育長の一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社理事の兼職の承認について、御説明いたします。

平成25年3月6日に開催された財団法人青森市文化スポーツ振興公社定例会において、同公社の一般財団法人移行に伴う役員の選任が行われ、現在、同公社理事に就任しております月永教育長が引き続き理事が委員に再選され、同日付けで、同公社理事長より理事への就任依頼がありました。

理事への就任の取り扱いにつきましては、教育公務員特例法第17条の規定に基づき、教育委員会の承認を得る必要がありますことから、本定例会に議案として提出したものであります。

なお、任期は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間となります。

以上でございます。

委員長 ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 無いようですので、議案第20号について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議が無いようですので、原案どおり決定することといたします。

(2) 報告

委員長 それでは報告事項に入ります。今回の報告事項は3件となっております。

はじめに、「平成25年第1回市議会定例会の質問概要等について」事務局から報告をお願いします。

総務課長から説明

総務課長 平成25年第1回青森市議会定例会の質問概要等について、御報告申し上げます。

第1回青森市議会定例会は、去る2月20日水曜日に開会し、3月25日月曜日に閉会したところであります。本議会には、2月7日に開催した第2回教育委員会定例会並びに2月22日に開催した第1回教育委員会臨時会で御審議していただきました教育委員会に係る議案、戸山団地地区の住居表示に伴う住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、平成24年度一般会計補正予算について、平成25年度一般会計当初予算について審議され、いずれも原案どおり、本会議で御議決いただいたところであります。なお、青森市油川市民センターに関わる公の施設の指定管理者の指定については否決され、先ほどこの定例会で決定していただきましたとおり、4月1日より直営による管理運営と移行することになりました。

これらの議案に関することを含め教育委員会に対する、一般質問、及び予算特別委員会での質問内容につきましては、お手元に配付しております資料のとおりでございます。

一般質問につきましては、15名の議員から35項目、予算特別委員会につきましては、12名の委員から21項目の質問があり、教育委員会としての考え方・方針等について、答弁させていただいたことを御報告いたします。

以上でございます。

委員長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 無いようですので次に、「寄附採納について」事務局から報告をお願いします。
総務課長から説明

総務課長 平成24年度におけるPTA等からの小・中学校への寄附採納及び3月における市民図書館への寄附採納について御報告いたします。

はじめに、平成24年度の小・中学校への寄附採納について、御報告申し上げます。

お手元の資料1ページから7ページ、平成24年度小・中学校寄附採納一覧を御覧ください。平成24年度につきましては、PTAや学校卒業生等から各小・中学校に対して、平成25年3月21日現在で111件の御寄附の申出があり、受領したところでございます。

主な寄附の内容といたしましては、楽器やサッカーゴールなどの教育用備品、学校図書、学校と書購入用の図書カード、補助暖房用の暖房機や会議用テーブル等の管理備品等となっております。

次に、市民図書館に対する寄附採納について、御報告申し上げます。

資料8ページをご覧ください。去る3月18日に、国際ソロプチミスト青森 会長 江川静英様から、市民図書館の児童図書の充実に役立てていただきたいとの御趣旨で、5万円相当の児童図書の寄附の申し出があり、受領いたしました。

このたびの御厚意に対しまして、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

なお、市では今後、金銭以外の寄附についても広報あおもり及び市ホームページに掲載することとしており、平成24年度分も公表の同意を得られたものにつきましては、寄附者名等を公表し、感謝の意を表することとなっております。

以上でございます。

委員長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 市民図書館に国際ソロプチミストから贈られた児童図書、特徴があるものがあれば教えていただきたい。

市民図書館長 今年度の御寄附いただいた内容につきましては、東日本大震災を次世代に伝えるための児童用図書と、もうひとつは、調べ学習等に活用できると都道府県別のデータをとりまとめた図書17冊でございます。

西村委員 今の寄附いただいた図書ですが、図書館の方で希望されたものだったんでし

ようか。できれば図書館の方から寄贈してほしい旨で、寄贈してもらったものが多ければいいと思ったりしますが。

市民図書館長 寄贈したいというお申し出がありました際に、図書館からの御希望のがあればというお話をいただきましたので、こちらからリクエストしたものであります。

西村委員 そうですか。大いに活用を期待しております。

市民図書館長 承知いたしました。

委員長 それでは次の報告、「津波想定浸水域内の学校数について」報告をお願いします。
学務課長から説明

学務課長 津波想定浸水域内の学校数について報告いたします。

先日、青森市内における津波想定新水域内の学校数を3校とすべきところを、37校と誤って県教育委員会に報告したため、3月21日開催の青森県議会東日本大震災特別委員会において、そのまま公表され、翌22日東奥日報朝刊に、津波想定浸水域内の公立学校数は青森市が最多の37校として報道されましたが、このことにつきましては、市の関係課と教育委員会学務課において、担当者同士のやり取りの中で、齟齬が生じ誤った数を方向してしまったものでございます。

新聞発表の後、青森市内における津波想定浸水域の学校数は3校ある、という確認が取れたため、県教育委員会に対し訂正した数を知らせるとともに、併せて県教育委員会担当課から東奥日報にも訂正していただくよう要請しましたところ、23日には東奥日報の紙上において、訂正の記事を掲載していただいたところでございます。

配布資料にもございますように、青森市内における津波想定浸水域内の学校数は、菟町小学校、合浦小学校、浪打中学校の3校となっておりますことをこの場で、改めて御報告させていただきます。

この度、市民及び保護者の皆さまに、不安を与えるようなミスを起こしてしまいましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後におきましては、外部に発信する文書、データ等につきましては、事務担当者のやり取りに終始することなく、課長等の決裁行為を経ることを徹底し、同様のミスが発生しないよう最新の注意を払ってまいります。

以上でございます。

委員長 ただいまの報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

月永委員 今回の情報の提供のミス、本当に申し訳ない。今、課長からあったとおり、担当者通しのやり取りの中で齟齬が生じ、誤った数を報告してしまったものであり、事務局の責任者といましては、こんなことがあって、そのために保護者や市民の皆さまに一日でも不安な思いをさせたということに対し、本当に申し訳ないと思っております。幸いに、私たちも県教委を通して東奥日報さんに訂正をしてもらいたいということをお願いしたところ、次の日の記事に書いてくれまして、感謝いたしております。本当に責任者といまして、今後このようなことが二度とないよう、念には念を入れ、県教委ともしっかりとした情報の交換を取り計らいたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

委員長 二重三重のチェックをこれからもよろしくをお願いします。

委員長 他に御意見、御質問等ございませんか。

委員長 その他特にならなければ、次回の定例会の日程について協議したいと思いますのでお願いします。

総務課長 次回の定例会の開催につきましては、4月22日(月)午後3時から、場所は教育研修センター4階第2研修室で開催したいと思います。

委員長 事務局からこのような提案がありました。委員の皆さまいかがでしょうか。
各委員了承

委員長 それでは御異議がございませんので、今回は、4月22日(月)場所は教育研修センター4階の第2研修室で行いたいと思います。

委員長 先ほど議案第21号につきまして、非公開の会議にすることいたしました

ので、青森市教育委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、委員及び事務局職員を除き、傍聴人、記者の皆様は退席をお願い致します。

(別冊 非公開の会議参照)

委員長 以上を持ちまして、平成25年第3回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成25年3月27日開催の平成25年第3回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成25年 4月22日

書記 成田美紀

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成25年 4月22日

署名委員 石澤千鶴子

署名委員 月永良彦